

議案第50号

葛飾区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

指定管理者制度を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

葛飾区勤労福祉会館条例（昭和54年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、多目的室及び駐車場は、葛飾区市民活動支援センター」を「及び多目的室は、葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センター（以下「立石地区センター」という。）」に改める。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第4条ただし書及び第4条の2ただし書中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て」を「区長が特に必要があると認めるときは」に改める。

第5条中「指定管理者」を「区長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 区長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の承認の際に条件を付すことができる。

第6条中「指定管理者は」を「区長は」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 営利を目的とした使用であると認めるとき。

第6条第4号中「会館」を「施設等」に改め、同条第5号中「指定管理者が特に使用」を「区長が特に承認」に改める。

第10条ただし書中「指定管理者」を「区長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(禁止行為)

第10条の2 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 定められた場所以外で火気を使用すること。
- (2) 施設等を同時に使用している他の者又は近隣に迷惑のかかる行為をすること。
- (3) 前2号のほか、施設等の管理上支障があると認められる行為をすること。

第11条中「指定管理者は」を「区長は」に改め、同条第3号中「指定管理者」を「区長」に改め、同条第5号中「工事その他の都合により指定管理者」を「前各号に定めるもののほか、区長」に改める。

第12条の2第1項中「会館を利用する者及び指定管理者が適当と認める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 会館を利用する者
- (2) 立石地区センターを利用する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

第12条の2第2項ただし書中「指定管理者」を「区長」に改める。

第14条を次のように改める。

(使用料)

第14条 施設の使用に係る使用料は別表第1に、駐車場の使用に係る使用料（以下「駐車場使用料」という。）は別表第2にそれぞれ定める額とする。

- 2 付帯設備の使用料は、1件1回につき6,000円の範囲内において規則で定める額とする。
- 3 使用者は、施設等の使用に係る使用料（以下「施設等使用料」という。）を使用の承認の際に納付しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、後納することができる。
- 4 駐車場を使用した者は、駐車場使用料を自動車を出車させる際に納付しなければならない。

第15条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「区長」に、「施設等利用料金」を「施設等使用料」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「区長」に、「駐車場利用料金」を「駐車場使用料」に改める。

第16条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「区長」に、「施設等利用料金」を「施設等使用料」に改め、同条第2項中「駐車場利用料金」を「駐車場使用料」に改める。

第17条を次のように改める。

(取消料)

第17条 使用者は、第14条第3項ただし書の規定により使用料を後納する場合において、使用の承認の日から使用日までの間に施設等の使用の承認の取消しを申し出たときは、規則で定めるところにより、当該取消しに係る料金（以下この条において「取消料」という。）を納付しなければならない。

2 区長は、規則で定めるところにより、取消料を減額し、又は免除することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

使用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	午前9時から 午後9時30分 まで
施設等				
大会議室	1,000円	1,000円	1,800円	3,100円
小会議室	300円	300円	500円	1,000円
和室	800円	800円	1,300円	2,200円
集会室	1,000円	1,000円	1,800円	3,100円
多目的室	1,000円	1,000円	1,800円	3,100円
卓球室	900円	1,100円	2,400円	3,400円
練習室	900円	1,100円	2,400円	3,400円

備考

1 使用区分の時間を超えて使用した場合は、超過時間30分につきそれぞれの規定使用料の100分の20相当額の超過使用料を徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

2 この表の規定にかかわらず、卓球室を個人で使用する場合の使用料は、1人1回1時間につき40円とする。

別表第2中「限度額」を「使用料」に、「市民活動支援センター・勤労福祉会館駐車場」を「駐車場」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の葛飾区勤労福祉会館条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用について適用する。
- 3 施行日前に、改正前の葛飾区勤労福祉会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 4 新条例の規定による使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。